

船舶等の対応措置（台風襲来時）

【宮崎港、内海港、油津港、外浦港、福島港】

勧告区分	船舶等の対応措置
警戒勧告	<ol style="list-style-type: none"> 1 在港船舶は、係留強化等の荒天準備を行うとともに、必要に応じて直ちに 出港できるよう準備を行うこと。 2 異常な低気圧の来襲時に港外の安全な海域に避難する船舶は、回航に 要する時間等を考慮し、早めに避難すること。 3 港内又はその境界付近において、荷役、給油、工事・作業等に從事してい る船舶は、早めに当該行為を中止すること。 4 小型船は、船溜まり等の安全な場所への避難又は陸揚げによる避難を行 うこと。
避難勧告	<ol style="list-style-type: none"> 1 在港船舶は、直ちに港外の安全な海域に避難すること。 ただし、港内において工事・作業に從事する船舶であって自力航行ができ ない台船等については、この限りにない。 2 前項ただし書きにおいて、やむを得ず港内にて避泊する場合にあっては、 適切な泊地に移動して係留強化等十分な措置を講じること。 3 小型船は、船溜まり等安全な場所への避難又は陸揚げによる避難を完了 させるとともに、十分な船舶の流出・被害防止対策を完了させること。
解除	各船舶は、避難準備を復旧しあるいは入港する。

※港内において工事・作業に從事する自力航行できない台船等であって、台風来襲時に港内にて避泊することが想定される船舶の船長は、あらかじめ港湾管理者と協議のうえ、避難する泊地、係留強化の方法等を検討するものとする。